

令和7年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和7年3月6日（木曜日）

10時00分開議

15時07分散会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	藤 崎 源 彦
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	野 村 安 夫	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	田 代 秀 喜
町 民 課 長	井 上 竜 一	医療保険課長	西 森 秀 成
健康福祉課長	日 浦 けさお	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	福 原 和 美	教育次長補佐	吉 川 毅
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	井 上 健 一

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	田 村 沙 織
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。

ご報告申し上げます。議席番号1番、岡田良成君より、午後から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序について、通告より変更がございます。3番の大野直孝君に代わり、岡田良成君が3番、大野直孝君が4番に変更となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

町民の方より、議員の声が聞こえづらい、分かりづらいというご意見を頂いております。マイクに近い場所での発言をお願いいたします。

通告第1号、議席番号9番、野村安夫君の質問を許可します。野村安夫君。

○9番 おはようございます。通告1号、議席番号9番、野村安夫。議長の許可を頂きましたので、2点について質問いたします。

まず1点目は、小中一貫校に関してですが、質問に入る前に、岩手県、山梨県、長野県で山林火災に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

この件に関しては、同僚議員が度々質問していますが、あえて再確認のため質問させていただきます。1回目は通告に従って行います。

校舎を建築する候補地の土地は、仁淀川の大洪水、南海トラフ大地震が発生した場合、完全に対応できる場所であるか、お伺いします。

そして2つ目、教育・行政・医療・経済関連の建築物を大崎地区に集中することは、今後の仁淀川町には有意義で重要なことだと考えておるか、お伺いします。

そして3つ目、町内の小中学校を1校にした場合、廃校跡地の問題、災害が起きた場合の避難場所の利用だけでなく、十分な対策を考え、実行するのか、お伺いします。

以上、1回目終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。野村議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、2点目につきましては、関連した質問と思われますので、併せて回答をさせていただきますと思います。

現在、大崎には、役場本庁舎、大崎診療所、交流センターといった施設が整備されています。交流センターには商工会や図書館が入っています。こういった大崎地区に整備されている施設全てにおいて、仁淀川の大洪水、南海トラフ大地震が発生した場合の安全性は常に議論されてきたことと思います。特に大崎診療所、役場本庁舎と小中一貫校建設予定地は立地的にも地質的にも似通っており、地質調査の結果もおおむね同じ結果となっています。

近年の未曾有の自然災害は想定を超えることがあり、絶対に安全という言葉を使うことが難しくなりましたが、現在の社会一般的に行われている調査や想定範囲では、今まで説明してきたように、一定の安全性が確認されています。

さて、学校再編検討委員会の提言では、防災面の安全性が確認されれば、小中学生の通学距離などを考慮し、旧吾川中学校に建設することが望ましいとのことでした。大崎に施設が集中することのよしあしは、当然、議論を深めていく必要がありますが、学校を大崎に建てることについては、再編検討委員会の考えを尊重するものです。

最後に、閉校後の施設利用ですが、基本的には地域活性化委員会なり立ち上げて、地域住民の皆様と一緒に、学校建物・跡地の有効利用について話し合っていきたいと考えております。

○議長 野村安夫君。

○9番 今現在、候補地に予定している土地は、元吾川中、大崎中学校の体育館が建築されているところだと思いますが、土質調査が完全に実施できたかどうか、ちょっと疑問に思います。自分としては、耐震基準が十分でない自分なりに感じています。執行部として、十分に確認しているのか、お聞きします。

また、最近、全国では大火災などが発生して非常事態に陥っている。我が仁淀川町の大崎地区が大地震や大火災で焼失する可能性も最悪の場合もあり得ると思いますので、一極集中することは避けるべきと考えます。そして、もし何かあった場合は、町内の機能が低下すると思います。

そして、何年か前に廃校になった名野川小学校、本年3月いっぱい閉校になる長者小学校、利用状況、これから先の利用目的をお聞きします。

2回目は以上です。

○議長 執行部、答弁。黒川教育長。

○黒川教育長 2番目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、体育館のところに校舎を建てるが大丈夫かという、地質的に調査のほうはしっかりできたのかというご質問ですが、これにおきましては、地層、前の大崎診療所が建ったところの、その今体育館が建っているところの入り口付近と、あと後ろ側、後ろ側といいますと、校舎側に近い位置、池があった位置辺りになるんですが、その辺りをやっております。

大体、地層といいますか、それは以前に調査して分かっておりまして、大体のポイントは押さえて今回調査をしておりますので、場所については問題なく調査ができたと思っております。結果的に、おおむね大丈夫という結果を受けたので、そちらを検討していきたいと思っておりますし、実際に建てるに当たっては、しっかりとくいを打つなり、しっかりとした建築工法で進めていきたいと考えております。

あと、次の、集中して建物が建っていたら、火災に遭ったり、町としての機能が衰えるんじゃないかということですが、これにつきましては、町全体でまた意見を述べないといけないと思うんですけど、私、教育長として考えていることは、旧の町村が3町一緒になって、ほぼ同等の立場で統合もしております。ですので、バランスよくこれは発展してってもらわないといけないというふうに考えておりますので、今現在でしたら、医療施設につきましても、旧の3町にしっかりありますし、できる限り3町にバランスよくいけるような形を取っていききたいし、今後もそのように考えております。

教育委員会と言えるのは、学校につきましては、なかなか人数的に厳しいし、校舎も40年以上たっておりますので、今後、経費的にも1つにまとめていいかざるを得んと。これが本当に子供の人数もいて、校舎もまだ大丈夫ということだったら、それは旧の町のところにそれぞれに学校があるのが一番だと、そのように僕も思っておりますけども、なかなか現実的に今後難しい。経費的にも難しい。このままずっといきますと、仁淀川町全体が潰れていくんじゃないかということも心配しておりますので、町としては、計画的に今後進めていかなければならないと思っております。

それと、最後に、廃校の利用ですけども、旧名野川小学校は、シェアハウスといいますか、そういうことで今結構活用されております。それと、長者小学校につきましては、今後検討していくことになっております。

以上でございます。

○議長 野村安夫君。

○9番 3回目の質問をさせていただきます。

大体建てたところ、更地になってないけ、ちょっと調査が難しいと思うんです。更地にしておったら調査しやすいんです。僕の経験上から言っています。僕は全国を回ってきましたから。

最後に、もし大崎地区、一貫校ができた場合、通学はほとんどスクールバスか自家用になるとと思いますが、同じスクールバスを利用するのであれば、仁淀でも池川でも一貫校はよいのではないかと思います。時間的には10分前後しか変わらないと思います。あえて断崖絶壁の場所に校舎を建築することはないと思いますので、大崎地区の建築は反対します。このことに関して、いま一度、町長、教育長の答弁を求めます。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 野村議員の再々質問にお答えいたします。

昨年度の3月定例会の行政報告でも申し上げましたが、教育委員会の提言書のとおり、小学校1校、中学校1校の小中一貫校で安全面が確認されれば、旧吾川中学校がある場所が望ましいとの見解でありますし、私も将来を考えれば、この再編案しかないと考えておりますので、教育委員会と連携しながら、関係者の皆様にご理解いただけるよう、丁寧に説明していきたいと考えております。

また、地質調査のほうでも問題なしというような回答も出ておりますので、校舎が川のほうから大分こっちのほうに寄ってきますので、そういった面でも安全面は確保されているのではないかと考えております。

また、来月、4月13日と4月20日に町政懇談会ということで、住民にも詳しく説明してまいりたいと思いますので、またその必要性を説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 再々質問にお答えさせていただきます。

全く町長と同じ意見でございます。

それと併せて、スクールバス、10分も変わらないのになぜ大崎かということですけども、学校再編検討委員会の意見をまずは尊重するんですけども、仁淀、池川に適地があれば、またそれはそれでなんですけども、なかなか考えた場合、なかなかそういったところが今

のところ見当たらないといえますか、何かすごくそういったいい場所があるのなら、逆にお教えいただけたらと思います。

以上です。

○議長 以上で1問目の質問を終了します。

2問目に移ります。野村安夫君。

○9番 それでは、2点目に入りたいと思います。

坪井地区に関して。

坪井地区に、ある会社により仁淀川町に無償で提供していただいた建築物・土地の利用状況はその後どのような状態にあるか、お伺いします。

1回目は以上で終わります。

○議長 執行部、答弁。田代農林課長。

○田代農林課長 ご質問にお答えします。

当該施設は、長期間使用されずに来たことなどから、修繕が必要であったため、必要最小限の修繕工事と一部の改修工事を実施しております。施設内部につきましても、立命館大学との域学連携事業の交流活動の中で清掃活動等実施していただいております。

また、今後の有効な活用方法についても意見交換をさせていただいております。このような学生の意見も参考にさせていただきながら、農林業における短期労働者の宿泊、また各種団体への短期間の貸出しなど、施設の有効活用を進めていきたいと考えております。

なお、提供していただいた物件は建築物のみであります。土地につきましては、別に地権者がおられまして、地権者とは引き続き建築物の存続の確認をさせていただいております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○9番 昔のことわざにただほど高い買物はないというふうな言葉がありますが、あまり町として利用価値が少ない建物や土地に投資をして、大きな損失にならないように、住民の税金を有意義に活用していただきたいと思いますと思いますが、いま一度、答弁。

○議長 執行部、田代農林課長。

○田代農林課長 再質問にお答えさせていただきます。

前にも全員協議会でも説明させていただいたんですけれども、そのときにはまだ具体的なところもありませんでしたし、こういうふうなということがまだ確定しておりませんけれ

ど、検討いたしまして、有効活用に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○9番 若いもんが利用するには、光ファイバーはなるべく入れてくださいよ。もうあと坂本から直線にしたら1キロ弱ですので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 光ファイバーのことをご質問に出ましたので、お答えさせていただきますと思います。

これは民間事業者の範疇でもございますし、一定採算が取れないところについてはなかなかやっていただけないというのが現実ございまして、なかなか今の状況では坪井の山の上のほうまでそういうのを敷いていくというのはちょっと、今の段階ではちょっと現実ではないというふうに判断しております。

以上です。

○議長 以上で野村安夫君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号6番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○6番 議席番号6番、通告第2号、片岡智準ですが、私は1点だけ質問をさせていただきます。件名は、令和7年度の新規予算についてお伺いしたいと思います。

議会の初日に予算の精査等をしていただきました。トータルでは若干の増額でした。しかし、内容的なものを聞かせていただきましたら、仁淀川町においては、人口減少問題をはじめ、小中学校統廃合問題など多くの課題があります。今年の予算編成にはどのような施策を推進し、その予算割りなどを行い、取り組むか、具体的な説明がありませんでしたので、この場を借りてお聞きしたいと思います。

1点目の質問は以上です。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

令和7年度当初予算は3本の柱があります。1点目として、人口減少対策で、これは高知県も力を入れて取り組んでおりますので、本町も歩調を合わせ実施していく必要があります。具体的には、ムービングハウスを活用した住まいの確保などが上げられます。

2点目は、子育て支援の充実です。昨年度に引き続き給食費の無償化、高等学校通学給

付など、きめ細かい支援を行ってまいります。

3点目として、安心・安全なまちづくりでございます。老朽化が進んでいるインフラの整備や耐震改修事業などがございます。

また、来年度は合併20周年の節目の年でございますので、記念式典やイベントなどを予算化しており、町民全体で盛り上げていけるように実施する予定でございます。

なお、年々財源確保が難しくなっておりますので、事業の優先順位や費用対効果を見極めながら、限られた財源を有効活用していけるよう努めてまいります。

以上です。

○議長 片岡智準君。

○6番 ただいまの町長の答弁で、仁淀川町が人口が増加し、活性化するかというのを聞かれたときに、前回の精査のときに、町長が今説明されたムービングハウスとか何とか言われておりましたが、聞いたら、寒い寒いところで、移住した方が1部屋ずつ、何かもうその辺の小屋をちょっと造って住まわすような内容のもので、ほとんどの議員も、こういうもので移住者を呼び、人口が増加するかというような話になったら、すぐに立ち消えてしまいました。

この仁淀川町の議会だよりの78号で副議長がメモを載せておりました。この内容をちょっと読ませてもらいますと、今以上に仁淀川町はレベルアップを図り、観光地やらを発掘して力を注ぎ、世界からあっと驚く四国に仁淀川町ありを発信することが大事であると。言うてことはとんでもない大きなことを言うてますけど、確かに、まさに私も同感で、それぐらいの意気込みがなければ、人口増加、そういったものは望めませんよ。

今年の、正直、予算編成の内容を見させていただきました。何一つ目新しいものがありません。やはり少なくともちょっとした目新しいものをされ、そして、これは面白いなと思って、人が興味あるいは好奇心を抱くような内容の対策をしなければ、人口は増えません。

だったら、ほかの町がやってるかいうたら、やっておりません。確かに仁淀川町に限らず、これはもう全国的なもので、減少しております。しかし、そういった中での取り合いになるわけですから、少なくとも来て楽しい、仁淀川町に来たら楽しいな的な、少なくとも仁淀川町に生活されたときに、ここはいいところだな、こんなところにやったら長いことおりたいな的に思う心の豊かさって、テレビの最近コマーシャルで鬼が人に聞いています。心の豊かさって何だねって言ったら、にこっと笑っただけで、ああ心の豊かさってそ

んなもんなんやなという、それを感じるというのが今、正直ありません。鬼も旅に出てそういうところを探しに行ってます。

そこで、1つ私の提案なんですが、今、世間ではマッチングアプリや婚活活動などで出会いの機会をつくり、カップルが成立するような話をよく聞きます。悪いことやったらすぐ集まるけど、集まらないというのであれば、こういうマッチングアプリいうものを、これをやってみてはどうかというのが私の1つの提案です。

ただし、そのやり方も、ああいったSNSとかじゃなくて、もう堂々と。ほんで、仁淀川町だけじゃなくて、近隣の越知町やら佐川町にも声をかけて、こういったことを仁淀川町が主催で、内容的なものは、単なるそういったどこどこで会うだけじゃなくて、仁淀川町の飲食店の会場を借り、食事代は町が全て見る。そういったいわゆる場所代や食事費用などを町が面倒見て、皆さんを呼ぶ。当然、仁淀川町の独身男性、独身女性であれば、年齢も不問ということで、皆さんを呼び集め、そしてそういう出会いの機会をつくってあげる。そういうことをやはりやるべきじゃないかなと。

それを面白おかしくやるのではなくて、やはりお食事会をするということで、声をかけ、呼べば、面白おかしい話には発展しないと思います。独身男性であれば年齢不問と。ただし、身分だけはきちっと明らかにして、後のことを対応ができるようにはして、主催をしていただくというふうな1つの提案をしたいと思います。

ただ、仁淀川町のこの今回の精査のときにも話がありましたが、行政と民間が一緒になって、今度いろんなものを開発したり、いろんなものをつくるという話が出ておりました。

そこで、気をつけていただきたいのは、もう数年前になりますが、岩屋川溪谷にジップラインができました。私はここへ四、五回は行っております。行っておりますが、そこで感じることは、行く道中に、運転しとって、ジップラインがどこにあるかという標識、案内標識がありません。どこかにあるかも分からないけど、気づきません。そして、肝腎なジップラインの名称も分かりません。そして、その場所に、岩屋川溪谷ということですので、そこへ行きましたら、確かに施設があります。ありますけど、駐車場がありません。車が来たら、道の際へ寄って、止めて見ておったりというようなことなんですが、四、五回行った中でお客さんおりません。それは、宣伝もせん。案内標識もない。それ何が原因やと思います。

官民一体でやるということで始めた。しかし、案内標識もなく、宣伝もしてなくて、

そんなところをよその人が来て、行きますか。ちょっと寄ろうかなと思っても、寄れません。寄る場所、どこがそのジップラインかが分かりませんし、それで、肝腎なジップラインの施設へ行っても、何mあって、どれだけの高さがあってみたいな詳しい説明なんか何も書かれてません。

これは業者が悪いのか、町が悪いのか、どっちが悪いと思います。両方が悪いんですよ。やはりそういうところへ皆さんが足を運んでいただいて、何かをつくるのであれば、これから仁淀川町がいろんなことを官民一体でやるということになれば、どういうプロセスでやり、そして後のケアをどのようにしていくか。

そして、これまで私は内部におらんけ分かりませんが、皆さんの職員が提案はされた。けど、上の上司、あるいは町長がそんなもんじゃ駄目駄目というようなことで、全て蹴って、やめなアカン。看板の話なんかはそんなもんじゃないと思います。分かった、すぐやろうと、そういう心意気です。そういうものがなくなっているんじゃないかなというように感じも、内部にいないので分かりませんが、そういう印象すら受けます。

あのジップラインの関連が集まるという、あそこの道中に店を造っております。経営者が、こちらだけじゃない、高知市内のほうでやられて、高知市内のほうも閉鎖したというふうに聞いております。何が原因か。皆さんが行って原因やらを調査し、アドバイスしましたか。してないでしょう、多分。やはり作っている人が、関東の人が食事を作って、高知県の口の肥えた皆さんに提供しても、おいしいなと思って二度と来る人おりませんよ。そういうのが実態としてあるんです。

だから、いろんなことを計画して、官民一体でやられるのであれば、提案をし、そしてそれをくみ上げ、皆さんが1回はやってみる。やってみてからということをしなければ、仁淀川町に人口減少対策なんてもうさらさら、程遠いことになりますので、ぜひそういう心意気でこの1年間の人口増加対策をしていただきたいなというように思います。

私からの意見やらのほうが多かったですけども、これで2問目の質問を終わります。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 片岡議員の再質問にお答えいたします。

まず、一番初めの寒い家だというような話がありましたけれど、今話されたことはスタッドハウスというものの話ではないかと思いますが、それについては、断熱、防犯にも優れておりますので、ご安心をしていただきたいと考えております。

次に、婚活なんですけど、町でも以前、婚活事業も実施しておりましたが、実績はゼロと

いうことでありました。県のほうでもマッチングアプリは実施しておりますので、取りあえずそちらのほうで活用していただければと考えております。

次に、ジップラインの件なんですが、ジップラインには大きな看板を幾つも設置しております。駐車場も設置しております。県とともにマスコミ等に、不定期的ではありますが、アピールを、宣伝をしていっております。

そして、官民一体というような話もございましたけれど、これは官民一体ということではございません。県・国の補助事業を活用して造った施設ということでありますので、あくまで官民一体ではございませんので、ご理解をお願いします。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 少し町長の答弁の補足をさせていただきます。

婚活事業につきましては、先ほど町長のほうから県のマッチングアプリという話がございましたが、それに対する補助を出しておりまして、1人9,000円ということで、今年度はまだないんでございますが、5年度につきましては1件の交付がございます。

以上です。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 プラスになるんですけども、県の人口減少対策総合交付金事業の、今年度から始まりました連携加算型の事業の中に、アクティビティー体験を通じた若年層交流支援事業というのを新規で構えておりますので、町内のアクティビティー施設を利用して、そういったところで交流していただくということも構えておりますので、以上でございます。

○議長 片岡智準君。

○6番 最後の質問をさせていただきます。

県がやられて、マッチングアプリやったけど、何か実績出よるみたいな回答でした。役場の職員で独身の男女の職員がそれに参加されましたか。してないはずですよ。そんなもんを堂々と言えること自体がもう、私に言わせたら、やる気がない。それだけの話なんですよ。

それが駄目なんで、やはりそういう機会があれば、自分自身が婚活の必要がないにしても、一回どんな感じか、雰囲気ぐらい見に行って、なければ、主催者に何やなこれとは、やっぱりはっきり物を言う。黙っとったんが美德じゃないですよ。そういうやはり税金を使ってそういったことをしておるんであれば、やはり行って意見を言うぐらいの気構えを

持っていただきたい。そうしなければ何も発展していかないんです。

やはりそういった努力をし、そして、そういった努力の中で実を結んでいって、花開くものであって、いきなり花開くものでもありませんし、やはりそういう機会のところへは足を運び、そして聞かせていただく。そしていろんな意見を言うて、そして、皆さんの1人よりは2人、2人より3人、そういった方からそれぞれ意見を聞くと、なるほどな、なるほどなというようなことがやはり耳に入ってきますし、そういった中から発展さすような、そういった努力、気構え、こういったものを持っていただきたいなというように思います。もし行かれている人がおって、これはこんなだったでというようなことで言いましたという人がおったら、最後のお答えを頂きたいと思います。

以上です。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 職員に対する婚活への参加の呼びかけでございますが、これにつきましては、結婚という個人観が大きく関わってくる問題でございます。町として個人にそこを強制して行かせるということはなかなか難しいということはあるんですが、ただ、こういうことがありますよという周知ぐらいであれば今までもやってきたのではないかと考えておりますし、婚活事業を終了したということにつきましては、実績ということもございますが、町単独でやっても、適齢期の年代の方の新たな加入というのがなかなか進んでおりません。ここで一旦状況を注視して、状況をちょっと見守っているというような形で対応しております。

以上です。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩します。11時まで休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より、先ほどの片岡智準氏の質問に対する答弁がされておりましたが、訂正したいということですので、執行部、お願いします。古味町長。

○町長 先ほどの答弁を訂正させていただきたいと思います。

町の婚活事業につきましては、一、二件の成果があったということですので、訂正をいたします。

○議長 それでは、引き続き一般質問を行います。

通告第4号ですが、順序を変更しております。議席番号1番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○1番 おはようございます。議席番号1番、岡田でございます。議長の許可を頂きましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は、バスの案件でありますけども、この案件につきましては、2年ほど前から質問をさせていただいております。この件について、昨日も町長のほうから諸般の報告で町の停滞につながるというふうなご発言もありました。

私は5年の1月の5日から開示請求を始めました。その開示請求の中には、るる書いておりますけども、交際費の問題、あるいは助成金の問題、社長の生命保険の問題、ゴルフの会員権、いろんなことで開示請求をさせていただきましたけども、そしてまた1点は、この条例の中で、こういうことで開示請求したことを一言ご紹介をしたいと思います。

平成30年度から4年12月26日の間、仁淀川町民バスの管理運営に関する基本協定書に、第27条における調査もしくは報告を求める事実の確認のできる全書類と、こういうことから、協定書の中身までについて開示請求をさせていただきました。ところが、開示請求は、ほとんど書類は不存在というふうな結果がずっと来ておりました。

そしてまた、私はあるときこの質問を度々しておりました。町長のほうからは、いわゆる税理士がやっておる。あるいは、議会が通っておる。的確な答弁は頂いておりません。そういうようなことから2年間が経きました。この2年間の間はいろんなことが私はございました。ただ質問したらいい、こうしたらいいんじゃないんです。その中には、私は裁判をやる、負けたら私は辞めますということも断言をしておりました。それなりの覚悟でやっております。

先日、この1月の28日に弁護士のほうから、4月の15日に裁判の決定をしたというご報告も頂いております。私はただ単に2年間議会で質問するものではありません。仁淀川町のために、仁淀川町の将来、そういう思いから、そしてまた先日、私は皆様方のご家庭に、不正ということでチラシを回しました。1,000部回しました。このことについても、かなり思い切った思いがなければああいふ文書は書けません。私が堂々と自分の名前で、当然何か問題があるだろう、そのことを予知をしながら、大きく言えば人生をかけた文書で、それに対しても先日は否定をされました。そしてまた、内容についても、協定書に基づき適宜適正に対応しておる。今回質問させていただきますけども、ノーかイエスの答弁です。

よ。明確にご答弁をお願いしたいということを前もって申し上げ、私の本来の質問をさせていただきます。

通告用紙に令和3年、4年、5年度の定期バスの積算書について問うと、こういう要旨を、事項を書いております。質問の要旨には4点ほどの質問を書いております。

まず、私も今、端的に、短い質問をさせていただきたいと思いますので、町長も正確に、分かりやすいご答弁をお願いしたいということを申し添えておきます。

ここからの質問は、1点目ですけども、マネジメントサービスの指定管理業務の定期外運行の積算書を町に開示請求したが提出をされない。されない理由。あるいは、開示請求をすれば、何か不都合なことがあるのか。あるいは、書類が手元にないのかあるのか。的確にご答弁を願いたいと思います。

そしてまた、この下書いておりますけれども、令和6年12月23日の開示請求に対し、通告書では、4年度と3年度は、4年度の資料と全て同じであると。こういう回答をもらっております。私はこの文書じゃなくて、4年度についての開示請求の中身について詳細を欲しいというので開示請求をいたしました。文書では3年と4年と同じ、全く同じということをお願いしております。

そして、今、定期外運行のいわゆる計画書、3年度は485回、4年度は473回、5年度は606回という書類を持っております。しかしながら、私の調べた結果では、運行計画では、今述べたとおりでありますけれども、協定書に書いておる、実施の対価ということが書いておりますけれども、これは、私は回数を全部開示請求から拾い出しました。実績の回数は307回、3年度が。4年度が384回。これは実績ですよ。計画ではありません。それから5年度、431回。回数を引けば、3年度は実行してない回数が178回、4年度は89回、5年度は175回、回数を計画より走っておりません。

まず私は、この通告要旨にも執行部に書いておりますので、的確なご答弁が願われると信じておりますので、まず1回目のご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 答弁いたします。岡田議員のご質問にお答えいたします。

この業務は、執行部として適宜適正に行っており、問題ないものと考えております。なお、以後の質問につきましても、同じ答弁になります。

このバス事業の問題に対しましては、約2年前に答弁しており、また、総務教育民生常任委員会でも問題はないと判断されております。2年間以上にわたり同じような質問をさ

れておりますが、司法の判断を仰いだほうが早いのではないのでしょうか。

先ほど4月15日という話も出ていましたが、明らかな違法行為、そして瑕疵等が認められなければ、一企業の経営状況について役場としてはこれ以上踏み込むことはできないものと考えます。行政報告でも申しましたが、町政の停滞を招きかねない事態となっており、また、町民の不安をあおることにもなりかねませんので、ぜひとも司法の判断を仰いでいただき、早期解決を図ってほしいと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 先ほど申し上げましたように、2年前からの問題であります。今こういう質問をすることも、大変私には、2年間やった経過の中で総決算だと思いますけども、今、町長は答弁をされません。確かに今、市長の手が舞いまして、4月の15日が決定日ということでもありますけども、今まで私が苦勞した文書を皆さんに見ていただいて、判断をしていただきたい。ですから、議長、これをよろしくお願いします。配付を。

○議長 暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番 それでは、町長のほうからああいう答弁でありましたけども、私が苦勞してこしらえた文書について、理解いただける方は見ていただきたいと、こういうことで数字を申し上げます。

皆さん方のお手元のほうに、3年度、4年度、5年度、こういうように書いています。今、先ほど申し上げました運行計画は485回、それを縦に見ていただいたら時間を書いております。これは、時間は佐川の警察署のほうから時間で書いてくださいという指導を受けまして、時間で書きました。

その下に書いておりますけれども、1時間当たりが2,575円、それから、この横に月曜日から土曜日までの合計の時間を書いてあります。実績の375回から、月曜日から土曜日の時間と日曜日の時間を書いてありますけれども、その下に3,476円と書いています。これは日曜日のいわゆる時間です。これは903時間28分というように書いています。これが日曜日は121回走っています。実績、隣の右ですけども、実績が307回。実績の合計時間は1,672時間19分。それは、先ほど申し上げたように、下は同じような形で金額を書いてお

ります。

それから、3年度は、計画と実行を引いたらですよ、走ってない時間が178回。時間を計算したら1,310時間というのが、これ事実、事実の話ですから、こういうふうに書きました。その金額を計算すれば、精算した支払っておる金額が3年度は849万3,844円。実行では459万2,057円。実施してない回数の金額は390万1,787円。

4年度でありますけども、私が持っておる資料から、回数は473回。実施してない回数は384回。運行してない回数は89回ということで書いております。

あとはちょっと見ていただいたら分かると思いますけども、それで、3年度は4年度と全て同じというところから金額をはじき出したら、今含めて全て同じということで、4年度も3年度も同じ金額です。ですから、支払金額も390万1,787円は運行してない時間で払っております。

5年度も、今見たとおり、606回走っておりますけど、431回は実績であります。175回は走ってない回数です。金額は441万9,192円。3年間で運行してない時間に対しての金額は122万2,766円。こういう金額が支払われております。

これは、先ほども言ったとおり、ただ思いつきではありません。事実です。ということで、書いてみました。恐らく町長は答弁はしないだろうということの想定の下で、裏づけとして書き上げたものであります。

そして、もう1枚でありますけども、一番初めに5年度が出ておると思います。これには月曜日から土曜日までは回数が何回、何回、何回と載っている。合計が606回。本来なら、この一番右の端に定期外運行の費用と書いてありますけれども、本来ならAとBを掛けるということは、いわゆる定期外の計画に対して金額を掛けたものがこの一番左の表です。だから、その間には、とにかく175回走ってないのにかかわらずこの金額ということで考えたときに、休憩時間の考慮というものをかけております。やり方は全くむちゃくちゃです。これは、今の協定書の中からは、運行会社のほうから提出をされたというものであらうと思います。

私の場合は、今のうちに、これは本当に議会のほうから要らないとおっしゃられることは本当に不愉快です。これは今まで一生懸命やって、やった結果がこういう結果です。

ですから、今この問題においても、私がこの間1,000枚回したことに對して、間違いがなければ、私を名誉毀損で即刻告訴してもらいたい。それは、じき町長も町長選に出るでしょう。身の潔白をもって堂々と町長選に出るために、ぜひとも名誉毀損で、自分の潔白

をもって堂々と選挙を戦っていただきたい、このように思います。

今、町長は答弁せんけども、今質問しているのは1点目でありますので、2点目、3点目について再度質問させていただきたいと思いますので、なければいい結構ですけど、一応させていただきますので、1点目はこれで、ないということですので、終わります。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 岡田議員の再質問にお答えします。

指定管理業務についての実施の対価ということでございますが、委託業務のように1便幾らというような計算ではなくて、全体の指定管理業務に対する支払いということになります。収支決算書に基づいて支払いをしておりますので、問題はないものと考えております。

○議長 以上で1問目の質問を終わります。

2問目に移ります。岡田良成君。

○1番 今、2点目を質問させていただきますが、今、町長のご答弁では、総括的にしたものを支払っておると、こういうふうに理解をいたしました。私は今この質問に対して、一つ一つの積み上げがあってこそ全体の数字になるということを申し添えておきます。

それと、2点目に入りますけども、これも先ほど質問に答えないということですが、一応通告要旨に書いておりますので、質問を1つずつさせていただきたいと思います。

2点目は、定期外運行。

○議長 2点目ですので、仁淀川町町民バスのほうでしてください。

○1番 いやいや、これは1点目やろ。違うんか。

○議長 1、2、3、4が1つの質問事項なので、1点目のときに。

○1番 私は今までそういう理解しておりませんでしたけども、そういうことで議長から指摘を受けました。再度このことに申し上げまして、先ほどから町長は答弁しないということですので、全体的にご理解をいたしましたけども、先ほど申し上げたとおり、実行計画と、実際に計画とで支払いをしておると。実績では払ってないというので確認をいたしました。

それと同時に、仁淀観光ではこういう支払いをしておりません。実行に対して仁淀観光には支払っています。マネジメントサービスだけが計画書で支払っておるということを申し添えておきます。

今1つ、そういうことであればもう総括してやりますけども、基本協定書についてお伺

いをいたしたいと思います。基本協定書の第8条、あるいは25条、あるいは28条、あるいは29条について、それぞれの説明と朗読をしていただいて、私は示してもらいましたけども、こういうことでありますので、執行部のほうに朗読をしていただいて、その内容について、いま一度ご説明を願いたいと思います。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 岡田議員のご質問にお答えいたします。

仁淀観光は、1便発注、1便支払いという、指定管理とは違う方法ですので、ご理解をお願いしたいと考えております。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

まず、協定書を読み上げなさいということです、順次読み上げたいと思います。

まず、ご指摘にあります基本協定書第8条、管理代行でございます。第8条、甲は、管理業務の実施の対価として、乙に対して管理代行料を支払うものとする。

続きまして、第25条、事業計画、事業計画の提出、第25条、乙は、指定期間における事業年度ごとに、毎年度、甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

続きまして、基本協定書第28条の2ですが、乙は、毎月終了後10日以内に運行実績報告書を甲に提出しなければならない。

最後に、第29条、検査、第29条、甲は、毎年度終了後、本協定書等に定める内容に基づき、管理業務の完了を確認し、検査を行うものとなっております。

この協定書は、町と指定管理者の間で協議の上定めたものでございまして、内容に記載のとおりでございます。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 企画課長から朗読をしていただきました。今、内容の説明ということで入れておりましたが、説明がございませんでした。

私は、今、甲は、管理業務の実施の対価について乙に管理代行料として支払ういうことを明記されていますよね。ですから、先ほど申し上げましたように、回数も違う、走っていないということを申し上げたい。

それと、今、課長から、先日も、3年と同じ4年は金額ですということで金額を書いて

いただきましたね。課長に。それから、今、回数にしても、計画の回数と実績の回数を書いてもらいました。これ証拠として持ってます。そんなことで、条例に定められたとおり、対価として払っているのか非常に疑問。私は、条例に書いているように対価を払ってない、条例の違反。

それともう1つは、先ほども申し上げましたけども、1月の5日に開示請求をしました。そのときに検査はしよるか、どうだよということで開示請求したけども、開示請求にも答えはない。書類の不存在ということだったんです。

だから、いずれこれは今のように司法の場で決まりますけども、実際に私はこの問題はしよい話なんです。初めから、2年前から、指摘をされれば返し、修正をしてくれたら済むこと。答弁がない。開示請求を何度やっても答えがない。いまだに条例違反じゃないですかと言わなならん。それまで来たら終わりですよ。

だから、執行部もこんな話を聞くのは嫌でしょう。私も2年間こういうことをやるのは嫌です。だから、私は今、今日は昼から病院へ行く。突発的難聴、これは私のことですけども、そういう思いでやってきたことを簡単に踏みにじられると、私は心外です。だから、しよい話、事実のことを言ってくれたら済む。訂正してくれたら済む。これは全て町民の税金。この税金を、町民の方々に納得のいく行政をしなければならん。

私は今、自分の心境で、今、先日も申し上げました。弁護士から言われます。あなたは弁護士費用もかかるのにこれまでなぜやりますかと問われたことを前回言いましたね。そういう思いをしながら、今、今回が最後の質問に本当にしたい。最後の質問も答弁されてない。

この文書をこしらえたのも、簡単にできませんよ。警察にも行って、時間でやりなさいというまでやってきて、じゃあ何のためにやるかいうたら、今は個人の利益じゃない。利害じゃない。町民のために誠心誠意やらねばならないという思いから、話をすれば、それだけの町民をよくしたい、よくなってもらいたいという固い思いからやっていることをよく胸に刻んでいただきまして、私が本当に人生をかけた思いでやっていますので、簡単に扱われると困る。

だから、今言うふうに、明らかに条例の違反、そして、もう1回町長に言いますけども、ぜひとも一日も早く私を告訴して、きれいな体で次の町長選に臨んでいただきたいことをお願いしたい。

だから、今遊びでこんなことをやっているんじゃないですよ。これ皆さんに言うときま

すけど。最終的には私は町民のためにやりゆうという固い決意持ってますので、そのことを申し添えて、私の3月議会の最後の質問とさせていただきます。恐らく町長も答弁ないと思う。ですから、あれば、町長の心境と意見を、私が言ったことに対しての意見を申し添えてもらいたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁をお願いします。古味町長。

○町長 岡田議員のご質問にお答えいたします。

裁判の話もされておりましたが、4月15日提出ということですので、そこらあたりに通るのではないかと思います。議会の貴重な時間でありますので、司法の判断を仰ぎ、早期解決を目指していきたいと思います。

それと、先ほどの協定書の8条の管理業務の実施の対価として支払うものとするという文言がありますが、この管理業務というのは、1便幾らだから何ぼですよというようなことではございませんので、管理業務全体に対してこれぐらいの経費が要りましたよ、こっちについてはこれぐらいの経費が要りましたよ、そういうものの積み上げで対価となっておりますので、1便1便の計算とはなっておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長 以上で岡田良成君の質問を終了します。

暫時休憩します。1時から再開します。よろしくお願いします。

午前11時38分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第3号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 それでは、質問をさせていただきます。

1番、選定審議会について。

仁淀川マネジメント株式会社、以下、略してマネジメント社という、が提出の選定審議会提出資料が情報開示され、一部職員の嫌疑は晴れたかもしれないが、マネジメント社が選定審議会への提出書類に、令和3年度の財産目録に屋根つき車庫3棟を記載しており、しかも減価償却費を計上していたことがはっきりした。

よって、令和4年10月24日の選定審議会へ虚偽の書類を提出し、令和4年11月30日の議会への説明は虚偽の説明となり得るが、お答えを頂きたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 大野直孝議員のご質問にお答えいたします。

この業務は、執行部として適宜適正に行っており、問題ないものと考えております。午前中の岡田議員の答弁とダブリますが、適切に行っており、問題ないものと考えております。

○議長 大野直孝君。

○5番 自席で行わさせていただきます。

これは、令和3年度の屋根つき車庫3棟の記述は誰が行ったかという疑問がございましたが、選定審議会への書類が情報開示されまして、これは業者が初めから記載していたものと確認をいたしましたものです。このことにお間違いはないでしょうか。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

これは業者が記載してきたものになります。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 令和4年12月8日議会では、町長が屋根つき車庫3棟の減価償却費の説明までしていた。業者が提出の書類にないはずの屋根つき車庫3棟を記載していたということを知りながらですね。間違いはないですか。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えしたいところではありますが、ご質問の趣旨がよく分かりませんので、答弁をいたしかねます。

以上です。

○議長 以上で1問目の質問を終わります。

2問目に移ります。大野直孝君。

○5番 指定管理をめぐる財産目録について及び剰余金算定に関する問題点について。

質問内容。1番目に前提事実を確認しておきます。大石総務課長は、令和4年11月30日に開催された全員協議会において、仁淀川町民バスの管理運営に関する指定管理業務についての説明の際に、指定管理者の公募（プロポーザル方式）に係る株式会社仁淀川マネジメントサービス（以下、マネジメントといいます）の申請書のコピーを示し、同社の第15期（令和3年4月1日から令和4年3月31日）の決算報告に係る減価償却の内容として、申請書の一部である本件会社第15期決算報告書末尾の項、以下、本件財産目録といいます、

を示し、決算報告書の一番最後のページ、まず1番から5番までの財産がありまして、それぞれ減価償却を行っております。実際に町が貸与しているのはバスだけにはなるんですけども、バスの運行に関連する資産をマネジメントのほうで独自に構えているということになっております。建物の関係につきましては、約64万円ぐらいが減価償却されていると。あと、構造物ですね、これが約15万、機械器具なんですけれども、これに除雪機が入っておりますので、約70万ぐらいになっていますとの説明を行った。

その後、大石総務課長は、令和5年12月5日開催された令和5年第5回仁淀川町議会定例会において、私が仁淀川町民バスの指定管理業務に関し、マネジメントの15期の決算書における減価償却費の説明について、本件財産目録に除雪機の記載がないことを指摘し、同目録が何であるかを質問したことに対し、指定管理審議会において提出された財産目録であろうかと思えます。この財産目録は、令和3年度末の財産目録ではなくて、令和5年度からの指定管理を受けるようになった場合にこのような財産を予定しておりますという財産目録でありますので、ご理解いただきたいと思えますと答弁された。

また、当該答弁に対し、私が、マネジメントが町に提出しなければならない財産目録は15期、令和3年度のものであって、令和5年度からのものではないと指摘したことに対し、大石総務課長は、まず、実績報告で提出してもらう書類の中に、今まで財産目録は入っておりませんと答弁している。

次に、2番目として、問題点を指摘しておきます。

1、財産目録の説明について。

大石総務課長は、令和4年11月30日に開催された全員協議会において、仁淀川町民バスの管理運営に関する指定管理業務についての説明の際に、本件財産目録を示しながら、マネジメントの令和3年度の減価償却費の内訳の説明を行った。そうすると、本件財産目録は令和3年度の財産目録であるということになる。実際、私が開示請求を行った令和4年度の仁淀川町民バスの指定管理に係るマネジメントの提出資料によれば、大石総務課長が令和5年度の財産目録であると説明した本件財産目録は、令和3年度のマネジメントの損益計算書と令和3年度町営バス指定管理料の計算書の間に挟まれた文書であり、令和3年度のマネジメントの決算報告書の一部をなすものであると思われる。なお、当該財産目録には、大石総務課長が説明した除雪機の記載はございません。

私は、大石総務課長が令和4年11月30日に開催された全員協議会での説明時に、本件財産目録がいつのものであるかについて誤解していたのではないかと思います、令和5年度第5

回仁淀川町議会定例会において大石総務課長に対して質問したところ、本件財産目録は令和5年度のものである旨を答弁した。

また、マネジメントを指定管理者として選定するに当たって、大石総務課長は、実績報告のための書類として財産目録を徴求していないと答弁している。

以上の経過からすれば、大石総務課長は、令和4年11月30日に開催された全員協議会において、本件財産目録がマネジメントの令和5年度のものであると知りながら、同社の令和3年度の減価償却費の内訳を説明するに当たって、本件財産目録を使用して説明することにより、全員協議会参加者について、本件財産目録が令和3年度のものであると誤信させたことになる。そうすると、大石総務課長の行為は、仁淀川町職員の懲戒処分の基準に関する指針に列举される行為のうち、虚偽報告に該当するのではないかと。

また、大石総務課長は、仁淀川町民バスの指定管理者の選定に当たって、マネジメントに全事業年度の財産目録を提出させていないと答弁したが、それが事実であるとすれば、仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第3条5号イに定められた手続に明らかに反するものであり、仁淀川町職員の懲戒処分等の基準に関する指針に列举される行為のうち、職務怠慢に該当するのではないかと。

大石総務課長は、令和4年11月30日に開催された全員協議会における説明の時点で、本件財産目録が前事業年度（令和3年度）のものであると誤信し、全員協議会において説明していたとしても、その後の議会答弁において誤信の可能性を明確に否定している以上、今後、誤信の弁解を行うのであれば、それは議会における虚偽答弁を意味し、過去の議会での答弁は、仁淀川町職員の懲戒処分等の基準に関する指針に列举される行為のうち、虚偽報告に該当するのではないかと。

○議長 大野議員、大野議員。

○5番 経費の内訳、内容を帳簿や聞き取りにより確認する必要があるが、これを行っているかと質問したことに対し、交際費につきましては、まず、会計士が作成し、それを税務署に提出し、交際費と認められているものと認識しております。实地検査につきましては、これは自治法でうたわれておりますが、必要があれば行いますと答弁された。

このように、大石総務課長の回答によれば、仁淀川町は本件業務に係る剰余金を算出するに当たって、マネジメントが税務申告を行った内容を超えて、同社に対して帳簿の提出を求めたり聞き取り調査を行うなどの調査を行っていない。また、この点については、町長も問題ない旨の答弁を行っている。

しかし、税務申告が適正であるか否かは納税の観点からなされるものであり、剰余金の算出は公費の適正支出の観点からなされるものであるところ、税理士等によつての税務申告が適正になされているからといって、経費等の内訳を確認しないことを正当化する理由とはならないのではないか。

そもそも経費とは事業を営むために支出する費用のことであつて、経費として認められるか否かは事業内容に大きな影響を受けるものであり、事業内容によつては、同一の支出であつても、経費算入が認められることもあれば、否認されることもある。

そして、納税においては、節税目的での経費支出を行うことがあり、これが経費として認められることがあるが、税務申告上認められる経費計上であつても、剰余金の前提となる経費支出を認めるべきではない場合があるのではないか。例を挙げると、飲食費等の接待交際費の経費計上や、会社が会員となっている団体の年会費、慶弔費等である。事業を営むために必要な飲食費等や各種団体の年会費、慶弔費は、税務申告において経費として認められるものであり、指定管理者としての指定を受けている者であつても、税務申告について町が口を挟む立場にないことは当然であるが、指定管理業務についての剰余金算定については、事情を異にするのではないかと思われる。

すなわち、事業内容は仁淀川町町民バスの管理運営に関するものであるところ、税務申告において計上されている経費であつたとしても、本件業務と直接関係のない経費については、剰余金の算定においては経費計上を否認すべきである。例えば接待交際費としての飲食費の支出にしても、民間取引においては、取引業者との開催、その他必要性が肯定されるとしても、指定管理業務を遂行するに当たって、誰とどのような支出を剰余金の算定の前提となる経費として認めるかについては、指定者である町としてその内容を確認すべきではないでしょうか。

団体の経費の支出に関しても、指定管理業務の遂行と無関係の団体への所属を理由とするものであれば、税務申告の経費計上から認められたとしても、税金を原資とする指定管理料からの支出を認めるべきではなく、剰余金の算定の際には、経費として否認すべきではないでしょうか。

慶弔費についても、指定管理における管理代行料が公費であることに照らせば、会社の交際関係の中で支出すること、税務申告の際に経費計上することは何ら問題ないとしても、剰余金の算定において経費計上することについては、支出先、支出額を検討し、問題がないか、調査をすべきではないでしょうか。

以上に述べたとおり、税務申告において計上される経費と、剰余金算定において計上することが相当であると認められる経費については、その性質上、同一と言えないと思われます。

そして、限りある財源の中から公費を支出している町としては、指定管理業務において発生する剰余金が相当であるのかについて、指定管理者の税務申告の内容をそのままのみにするのではなく、独自の視点から内容を調査し、把握する必要があると言うべきではないか。

また、大石総務課長をはじめとする仁淀川町民バスの指定管理に関わっている町職員が、同業務に係る剰余金を算定するに当たって、マネジメントが税務申告を行った内容を超えて、同社に対して帳簿の提出を求めたり聞き取り調査を行うなどの調査を行っていないことは、仁淀川町職員の懲戒処分の基準に関する指針に列举される行為のうち、職務怠慢に該当するのではないのでしょうか。

3番目として、まとめますが、以上、仁淀川町民バスの指定管理をめぐり、大石総務課長の本件財産目録についての説明に関する問題点及び剰余金算定の在り方についての問題点を指摘させていただきましたが、私の指摘に誤りがあるというのであれば、どのような点が誤っているのかについてご指摘いただきたい。

以上です。

○議長 大野議員、質問は簡潔にするようにお願いします。

執行部の答弁。古味町長。

○町長 大野議員のご質問にお答えいたします。

この業務は、執行部として適宜適切に行っており、問題ないものと考えておりますが、午前中の岡田議員の一般質問の中でも裁判を始めるとの発言がございましたが、本日、高知地方裁判所から訴状が届きました。訴状の内容を今後、顧問弁護士と協議し、応訴していく予定でございますので、大野直孝議員の一般質問についても、関連がございますし、裁判に影響しますので、以降、裁判が終了するまで、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○議長 大野直孝議員。

○5番 一応念を押しておきますが、裁判とか何かの理由で私の質問に答えるのをはばかるのはちょっと間違いじゃないですか。岡田さんの質問をやめるんなら分かりますけど、私は何ら裁判には関係しておりません。もし答え頂けるなら、どうぞお願いします。

○議長 古味町長。

○町長 大野直孝議員の再質問にお答えいたします。

関連した質問となってきますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長 以上で2問目の質問を終わります。

3問目。大野直孝君。

○5番 3番目の質問をさせていただきます。

指定管理者への消費税の支払いについて、マネジメント社の支払消費税額が900万円を超えております。それに比して未払消費税額が、例えば令和3年度で言うと181万9,000円しかない。人件費は課税仕入高とはならず、企業が税務署へ支払う税額に計算誤りがあるのではないかと。そうすると、素人考えではありますが、最初から消費税を少なく支払えばいいのではないかと。説明を求めます。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

この業務は、執行部としまして適宜適切に行っており、問題ないものと考えております。以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 町が勝手に減少させるわけにはいかない。また、事業者は国から預かっているだけなので、正確に計算しなければいけません。町は仮払消費税を900万払っておる。業者は仮受消費税でもらっておりますが、仮払消費税を差し引いたものを国へ納めなければなりません。

この令和3年度の決算書には前払消費税の科目が記載されてございません。前払いですよ。前払消費税の科目が記載されてございません。よって、年度中に前払いはしておらず、この決算書に記載している未払消費税181万9,000円、これが少な過ぎます。

本当はどのぐらいなければいけないのか。年間の課税売上高が5,000万円以上ということ、簡易課税制度の適用条件を超えているため、通常の課税方式、一般課税方式が適用されることになります。この場合、実際の仕入れに係る消費税を基に消費税額を計算する必要があります。

令和3年度で言いますと、課税売上高が9,240万円で、未払消費税が180万円の場合、課税仕入高を計算するためには、消費税率を考慮に入れる必要がございます。現在の日本の標準的な消費税額は10%です。課税売上高の消費税額を計算すると、9,240万円の10%は

924万円。未払消費税から課税仕入高の消費税を計算すると、924万円から181万円引いて、743万円になります。

未払消費税額が743万やるためには、課税仕入高を計算する必要がございまして、課税仕入高を計算しますと、743万円割る10%、7,430万円。これが課税仕入高になります。果たしてマネジメントに7,430万円の課税仕入高があるのか。企画課長、よう聞いちゃってよ。7,430万円とありますが、令和3年の町営バス指定管理料の計算書によると、運転委託料が4,500万ある。これを引かなきゃいかん。それから定期外運行が849万ある。これも引かないかん。給与、安全管理者と事務員に820万の給料がある。これ引かないかん。合計しますと6,200万円は消費税が要らんのです。分かりますね。6,200万円は要らんのです。それなのに、あまりに支払う税額が少ない。どういうことかということ。一応、質問件数が余ってますので、聞きます。

○議長 古味町長。

○町長 大野議員の再質問にお答えいたします。

一般的に工事、そして委託業務についても、人件費込みの計算で消費税を計算しております。ということで、一企業の経営状況、また納税方法について、役場としてこれ以上は踏み込めないことと思いますので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

○議長 大野直孝君。

○5番 まさにそのとおりであるかと思います。踏み込んで話はできんかもしれないが、けれど、実際この会社が消費税が少な過ぎるということは、私計算したら、どれぐらい少ないかといったら、約、大体ですけど、400万円ぐらい支払いが少ない。それについて町長に答弁を求めません。少ないんです。ええんですか。コンプライアンスという言葉がございます。コンプライアンスという言葉があって、もし私の計算が誤りでなければ、大体400万円ぐらい消費税が払われてないのではないかという疑いがある。コンプライアンスを守る会社と指定管理を結ばないかんのじゃないか。

取りあえず、その前に、これが事実であるかどうかを調べないかんのじゃないですか。やっぱり指定管理者ですよ。公の業務をやっているんですよ。そういうところのコンプライアンスまで目を届けるべきではないかと私は思います。どう思いますか。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えさせていただきます。

質問の要旨にもあるとおり、素人考えです。指定管理者協会の提言書の中にも記されて

おります。よくご覧ください。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終わります。

通告第5号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 議席番号7番、竹本文直でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

日本は今、人口減少時代を迎えまして、特に仁淀川町のような田舎は人口減少が激しい。これは日本全国どこも一緒だというふうに思います。

それで、その中で、高知県教育委員会は、令和7年から令和14年の8年間にかけて、高校の再編計画、定員を含めた、そして県立高校の再編計画を始めました。今年が初年度であります。

今年の高校受験生の新聞の各学校の受験生数を見てみますと、総体的には3,600人ぐらい。10年前に比べたら本当に半分ぐらいになっているんじゃないかなというふうに思います。高知市内の有名な学校でも定員割れを起こしているような中、今年の佐川高校の受験希望者は18人、昨年度の入学者に比べて8名も少なくなっています。

こういう実態を受けて、県の教育委員会も、これではいかん、何とかせないかんということで、再編計画を立ち上げて、今年から各学校の地域コンソーシアム会議というものを立ち上げて、各市町村と、それから各地域の経済界も含めた、学校をどのように残していくかという会議を立ち上げました。

それが1月は16日に行われたようです。毎月1回行われるように、2月も行われたはずなんですけども、その会議でどのようなお話をされたのか。まだ初回、初めのほうですから、方向性なんかは出てないと思いますが、どういう方向性を持って会議を進めるのかということが話し合われたんだというふうに思います。そこのところを説明していただけたらありがたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 竹本議員のご質問にお答えさせていただきます。

1月16日に開催されたのは佐川高校地域コンソーシアム会議立ち上げ準備会でございます。会議内容につきましては、主に目指す学校像、目指す生徒像について、それぞれの立場における考えの共有と協議を行うものでありました。

主な意見について、目指す学校像では、生徒一人一人を大切にし、夢や目標の実現を支える教育と、魅力的な授業を行う学校、また、地域に根差し、多様な進路選択を支援する

学校といった意見に集約されました。

次に、目指す生徒像では、地域を理解し貢献するとともに、ふるさとを愛することのできる生徒、また、学ぶことを楽しみ、自らを考え行動し、夢や目標に向かって自立できる生徒といった意見に集約されております。

なお、この準備会は第2回を2月10日に開催し、7年度コンソーシアム会議の委員として、対象の日高村、佐川町、越知町、仁淀川町からそれぞれ2名程度の候補者の推薦が行われました。ですが、この中から次回以降決定していくことになります。

今後、さらに準備会を行い、コンソーシアム会議設立に向けて、委員の確定、学校、町村が考える学校と生徒の理想の状態や学校と生徒の現状などの整理、また、現在学校にある学校運営協議会との関係性など、調整していく予定となっております。

以上でございます。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございました。

県の教育委員会は、県立高等学校振興再編計画案として、及び前期実施計画案、こうやってつくってございまして、その中でいろいろ前期と後期に分かれて、令和7年度から14年度の8年間の間に、令和7年から令和10年の間に学校、今、教育長が言われた内容で、学校の未来像を決めていくと。

ただ、その中で一番の問題は、令和10年度の入学生が40人を切ると、いや応なしに再編か縮小かという選択を迫られるようになっております。今年は18人です。40人というのは、20人学級を2学級で県は考えているようですが、2学級を維持できなければ、再編を進めますよということをはっきり書いてありますので、これを、今18人をあと3年間で40人に増やさんといかん。現実問題として。それは至難の業やと思うんです。なかなか難しい。

やっぱり県の高校の振興課の課長さんとも先日お会いをしまして、説明を受けたんですけど、課長さんのおっしゃることは、今までこういった学校の存続に向けた活動を先進的にやっている学校、高知県で言えば嶺北高校、それから梶原高校、幾つかあるんですけど、そういうところは、地元の自治体が積極的に動いてくれてますと。要するに地元次第ですよというような感じを受けたわけです。

そこで問いますけれども、仁淀川町として、どのような方向性を持ってこの会議に向かい、対策をしていくのかという、その方向性をはっきり示す必要があると思います。

それと、県は、地元の中学校から地元の高校へ50%の卒業生が行ってもらう方向でとい

うことも書いてあります。50%は非常にハードルが高いと思うけれども、先日、昨年ですか、佐川の校長先生とお話ししたんですが、佐川の校長先生は、地元の中学校から30%を目指したいということをおっしゃっていました。

町として、地元の卒業生に、中学校の卒業生に強制はできませんけれども、町としてどのような方向性でこの問題に立ち向かっていくのか。もうなくなってもしゃあないというふうに見るのか。どうしても地元の学校として残ってもらいたいと思うのか。そこら辺をご答弁願いたいと思います。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えいたします。

先日、3月1日でしたが、佐川高校の卒業式に出席してまいりました。非常に感動的な式典で、会場から感動のあまりすすり泣くような光景も見られました。卒業生が35名でしたけれど、4月からの入学者数が気になるところであります。少しでも多く入学していただき、佐川高校を長く存続をしていただきたいと思います。

そのためには、県立高校の定員枠の見直し、これを早期に実施し、誰でも高知市内の県立高校へ入学できる状況を克服することが大事ではないかと考えております。また、近隣町村と歩調を合わせて、山間地域の高校を守っていく、存続させていくために、県に訴えていきたいと考えております。

それとまた、サクラサクプロジェクトのような、地域を課題とした探究学習にも力を入れ、地域に密着した学校となることを期待しております。県教委のほうにも、首長として、また一緒に存続の件については訴えていきたいと考えております。

○議長 竹本文直君。

○7番 前回というか、前の12月でも言ったと思うんですが、やっぱり地元の自治体が、どうしてもこの学校を残すんだと、そういう強い意思を持つことが私は大事だというふうに思います。

ほんで、今の町長の答弁で、いろんなことを県へお願いしていく。お願いしていくやなしに、県の委員会は、地元次第では残しますよと言っているんだから、地元がこうしますということを示す必要があると思います。ぜひそういうことを、強い信念を持っていただきたい。

それから、地域マネジメント部、このすばらしい活動をしているんですけども、その地域マネジメント部との懇談会も行いまして、生徒の意見も伺いました。その中で、生徒の

意見としては、やっぱり地域を思っで見たら、この地域の魅力もよく分かるし、課題も分かるし、地域に生まれてよかった、それこそ地域で将来活躍してみたいといったような声も何人かありました。地域の実情を学ぶことは非常に大切なことだというふうに思います。

詳しいことはまた次、正直言って、6月の議会でやらせてもらいたいと思うんですけど、今、佐川町はサカワークという副教材を作って、委員会が、これは小学低学年用、高学年用、そして中学生用、立派な本です。小学生用は本ですが、中学生用はデジタルです。その副教本に基づいて地元を勉強しています。

そしたら、これ佐川町の教育委員会の調査ですが、それを始める前に、将来佐川町で住みたいですかという質問、小学生への質問に対して、それを始める前は16%程度だったのが、サカワークの副教材を使い始めて、その後の数年した後の調査では、それが40%近くになっているという結果も出ておるようです。

そういう地元を学ぶことが非常に地元愛を育てる重要なことだと思いますので、またこの件については、今は勉強中ですので、6月にまたじっくりとやらせてもらいたいと思います。今の件についてもう一度答弁をお願いします。

○議長 古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えをいたします。

仁淀川町にも副読本があります。定期的に改訂をしていっております。ああいう副読本を見ると、仁淀川町の町内の状況というのも非常によく分かるということで、子供にもそういった教材でも勉強してほしいと考えております。

また、強い意志を持って、存続について、近隣町村の首長等とともに訴えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長 以上で1問目の質問を終わります。

2問目に移ります。竹本文直君。

○7番 2問目ですが、私は自分の、どう言ったらいいかな、不手際で、1月いっぱい議会のほうも休んでおりまして、しばらく役場へも出てこれなかったんですけども、久しぶりに役場へ出てきてびっくりしたのは、今年の年度末で早期退職される職員がようけおるということを伺いまして、私なりに調査をさせていただきました。

職員の方が定年を迎えずに退職されるということは、それぞれいろんな事情があり、理由があると思います。これをけしからんと言うつもりはありません。その人の個人個人のそれこそ人生に関わることですから、それは致し方ないというふうに思いますが、一方、

町にとっては非常に大きな問題であるというふうに思います。

問題なのは、採用して二、三年の若手ならまだその理由も分かります。そして、五十七、八になり、あと定年まで数年という方の理由も理解できますが、問題なのは、中堅、職員となって10年を超え、20年を過ぎた、本当にこれから仁淀川町を背負って行ってほしい職員が数名も退職されるということを知りまして、びっくりしております。

今のこの皆様方、執行部の皆さんは、この実態をどのように捉え、どのように対処されていくのかというのをお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度中の定年前退職者は6名となっており、本町としましても大変残念であります。その選択を尊重するとともに、私もこの状況を深刻に受け止めております。

一方で、職員の早期退職については、本町だけにとどまらず、全国の自治体や民間企業でも多く見られ、社会全体の課題だとも考えております。

また、本町といたしましては、定年延長に伴う雇用や専門職の確保など様々な課題がございますが、若手職員の退職を防止するためには、その要因の分析を踏まえ、対策を講じる必要があると考えております。

退職理由につきましては、適性を感じた分野で働きたい、自身のスキルに合ったことをしたいなど多様ですが、議会で2年以上にわたって同じ質問ばかりし、建設的な立場で将来のことが議論されない状況を見て、職員自身が将来への展望を描けないということもあるのではないのでしょうか。

まず、来年度に職員のモチベーションの向上や将来ビジョンの立て方などの研修を実施する予定でございます。また、時間外勤務抑制によるワーク・ライフ・バランスの向上、メンタルヘルス対策など、職場環境の充実も同時に行わなければならないと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。

退職の理由としてはいろいろあると思います。厚生労働省が、2023年かな、に調査をした中で、退職の理由は何点か書かれているんですが、その中で、ストレス過多、ノルマが

きつい、仕事に面白さを感じない、合わない人間関係、職場になじめない、相談する相手がいないなどなど並んでいます。そして、離職率が高い、デメリットも書いてありますが、私も30代、40代を過ごしてきましたので、こういう、もう辞めたらうかと思うときもありました。けれども、その気持ちは分かるんですけども、やっぱりそれを踏みとどまってきたのは何かいうて振り返ってみると、職場が面白くて、楽しくて、仕事が面白ければ辞めないんですね。嫌になるのは、そういうことがない、仕事場へ出ていくのが嫌やというふうな雰囲気になってくると辞めていく。いくら優秀な人でもそうなってくると思います。

いろいろと聞かせてもらったんですが、やっぱり何がいいというか、その職員が仕事場を楽しく感じる、仕事に生きがいを感じられる職場にするためには何が必要か、いうことを皆さんにぜひ考えてほしい。

厚労省のまとめた中にあったんですが、上司のまずマネジメントスキルの向上。労働時間管理を行う。ストレスケアを行う。キャリア支援を行う。相談窓口を設ける。評価制度を見直す。職場内にコミュニケーションを活発化させる。ミスマッチが起こらないように工夫をする。これ全て課長さんの仕事なんだよね。

そこの辺りをぜひ、今現在ここに並んでおられる課長さん方、幹部の方々に考えていただいて、自分の課をいかに楽しくというか、ただ楽しいだけでいけませんよ。厳しい仕事ですから、厳しくなければいけませんけれども、そういうことをふだんから気にかけて行っているかどうかということを肝に銘じてほしいなというふうに思います。もうそれしかないと思うんですよ。

やっぱりキャリアアップのために私はどうしてもこれをやりたい、だから辞めますというのは、それは私は大賛成です。そうじゃなしに、職場が面白くないから辞めるというのは、これは最低やと思いますので、私が今回ちょこっと調べさせてもらった中には、キャリアアップと思われる人がおいでました。けれども、ほかの人は、ちょっとということのほうが多かったかなというふうに思うんです。課長さんの荷は重たいですよ。

ほんで、町長、やっぱり町の評価制度も含め、人事も含め、一遍根本から見直してみる必要がありはせんかと思いますので、ひとつ、本当に評価制度の中で、本人が適正に評価されているなと思えるようなことになれば、そういう人も少なくなると思うんですよ。だから、今の評価制度にどこか問題がありはせんかということも含めて、ぜひ見直してほしいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長 古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えいたします。

民間企業の待遇の向上などで県下のにも早期退職者が多いと聞いておりますが、郷土愛と地元の貢献といった考えを持っていただき、共に人口減少対策や持続可能な仁淀川町とするための取組を行っていくためにも、各種研修や働き方改革などに取り組んでいきたいと思っております。

また、常日頃、課内でのコミュニケーションであるとか協力、そして1人に負荷をかけないようにと庁議でも指示をしておりますが、十分な対応ができていなかったのかもしれませんが、人事評価についても取り入れておりますけれど、なおその人事評価が、ちゃんとそういった対策が取れているかどうかということもまた検証していきたいと考えております。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了いたします。

休憩します。15分まで休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告第6号、議席番号8番、若藤敏久君の質問を許可します。若藤敏久君。

○8番 議席番号8番の若藤でございます。発言の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、地区集会所の建築についてお伺いをいたします。

地区の水道工事や集会所建築には8割の補助金があると聞いております。今回問題にしている〇地区の集会所の総工費は892万3,992円、約900万円であります。そのうちの8割、720万円が補助金でありまして、この補助金が適正に使用されたのか否かについて、疑わしき部分が多々ございます。

令和3年3月に集会所は完成しておりまして、古味町長が就任する以前の事件でございまして、誠に申し訳ない気もいたしますが、現在、役場に残っている資料等で、補助金720万円は適正に使用されているというご説明を担当課長にお願いをいたし、最初の質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、現区長より、前区長時に町に申請し、建築した集会所への補助

金について、使途について相談があり、令和5年10月から令和6年12月末までに約20回にわたり相談対応をしてまいりました。

役場としても、現区長からの相談内容に対しまして真摯に対応したつもりであり、当時の建築関係者や前区長への聞き取りを実施いたしました。また、他の建築事業者に協力依頼をし、費用の再積算などを行いました。精査の結果、補助金対象事業費に対する補助金の使途については問題なかったと回答しております。

説明は以上になります。

○議長 若藤敏久君。

○8番 ありがとうございます。

集会所が完成したのは令和3年の3月、区長が交代したのはそれから2年後の令和5年の4月でございます。その際、新しい区長さんは、900万円の建物にはお粗末な建物だと、このように思い、建築に関する資料の提出を前区長に依頼したそうでございますが、設計書から計画書、領収書に至るまで何一つ提出されなかったと本人は、区長さんは言っております。何一つ書類が提出されなかった。何度催促しても資料を提出してもらえない新区長は、建築をした大工さん、あるいは役場、こういったところを駆け巡り、自分が矛盾点を見つけて、警察、検察に行き、その中で検事さんはこれは詐欺罪だと言ったそうでございます。

仁淀川町の役場で担当したのは町長だと聞いておりますが、課長か、あるいは職員なのか、私は知る由もございませんが、役場が確認し、検査をしているから問題はない。今、荒木課長が答弁されたと同じような答弁だったと、言ったそうであります。検事が詐欺だと言っているのに、役場が問題はないとはどういうことかと。そこで、この区長さんが私のところへ相談に来て、めんどいことは全部私のところへ来る。そして、新しい区長より相談を受けた次第でございます。

私も集会所の中に入り、上を見ると、天井はなく、屋根の下の軒板、直接見えております。また、基礎の高さは建築基準法に合致しているかどうか分かりませんが、かなり低い。15cmほどしかない。建築基準法では30cmなければいかんと聞いておりますがね。たかが集会所だと当時の担当者は考えたのかもしれませんが、こういった小さいことの対応が役場全体の信用に関わってくるんですよ。私は再チェックすべきだと、このように思いますが、担当課長、そして町長、いかがでしょうか。

以上で再質問を終わります。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

この案件につきましては、基本的には地区の事業に対して町が補助金出しているという形ではございまして、事業主体は地区ということではございますけれども、町も補助金を出しておりますので、検査はさせていただいたということでございまして、一定現地も当然確認もしておりますので、今ご指摘の、何といたしますか、不具合みたいなところがあるのかもしれませんが、一定集会所としての機能を発揮する建物が出来上がっていると。それに対するお支払いした対価も、他の事業者にもちょっと見積り等を、区長さんがご指摘のところについては積算をし直して、したところ、そんなにおかしな金額ではないというようなことも確認もしております、現時点では、新しい集会所ができましたので、地域の方々には使っていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長 若藤敏久君。

○8番 今回の集会場建築で一番の私の疑問点というのは、最初言いましたように、これ大石町長の時分のことやから、当時、4年前やね、今から。本当に申し訳ない気がする。だから、当時の担当課長、担当者に言わないかんのやけど、だから、私はさっき言うたのは、建築費の中で、補助金が720万、地元負担が180万ですわね。両方に基礎工事費が入っているんですよ。あんた知らんでしょう。これは現区長が一生懸命自分で集めた書類の中に、見てみたら、基礎工事費というのは、町の補助金の720万円の分から基礎工事費が37万1,800円。

そしていま1つ、地元負担金。区長は自分が区長ですから、自分が自分に金を払わないかん。というのが、初めから基礎工事は経験があるから区長自らがやるという契約だったらしいです。だから、区長が仕事するのは構わんし、区長が自分でお金を払うのも構わん。しかし、この170万円何がしの地元負担金の中に、水道工事が60万、基礎工事費が81万、そして、役場からの720万円の中に、基礎工事費が37万1,800円。だから、現区長は、これは二重取りじゃないですかとあんたのところに相談に来たはず。違いますか。そうでしょう。

だから、そこをチェックしたのかと。私も何遍もずっと見ました。この書類を。どう考えてもおかしい。総額900万のうちで、大工費の人夫賃が何ぼ、左官が何ぼ、基礎工事が何ぼ、一筆でなければいかんものが、基礎工事費が何で両方から市の補助が来ておられる。だから、初めに私は再チェックが必要じゃないですかって言ったんです。そして、建物見

てみや、ぱっと入ったら、天井がそのまま見ゆうで。天井がなし。

先ほど課長言われたように、これが適正ですかどうですかということを別の業者さんに頼まれた。見積りやった。適正であったと。そうじゃない。これがおかしいの。ここで出てきたのは建築には全く関係のない第三の業者でしょう。K工務店の本基礎工事は問題がないですよという証明書がついておる。古味町長宛てに提出されとる。これは後から役場なり前区長なりがこの業者に頼んで書かせたものでしょうが。建築に関係のない第三の業者が何でこの基礎工事は適正ですよということを言えるの。そんなことするからおかしいんですよ、これ。

建築を担当した大工さんがやるんだったら分かるわ。土木工事をやっておいて、この基礎はおかしいですわいうて言うたら。高知の、あるいは室戸の業者が来て、ああ適正ですよと言うて、皆信用できる。同じ仁淀川町の業者であっても、建築を担当した大工さんとかいうものが、それに関係のある仕入れを入れた材料屋さんとかが言うんだったらええけども、全く関係のない第三の業者が170万円の基礎工事は適正にできておりますよって、何で証明できるの。

これをもって、役場は新区長が来たときに、いや、前の区長に渡したんでしょ、恐らく。適正ですよという文書を。だから、前の区長は部落の集会所で、俺は役場からお墨つきを頂いた、適正だとお墨つきをもらたんじゃ、問題ないんじゃ、こうやったというんですよ。

これ以上言ってもなんですけど、たかが720万円の補助金だと考えとるかもしれませんが、地元民にしてみたら、地元の金170万円がほぼ消えたと思う。消えたのと同じ状況。だから、ここも、先ほどの午前中の町長と議員とのやり取りじゃないですけど、これも告発問題になっちゃんですよ、大植も。今の取消し。地区は。O地区も告発して、どうのこうの問題になっちゃんですよ。

現区長さんは一生懸命これでもうてるのに、役場が適正ですよ、できておりますよって言われたら、これは身も蓋ものうなる。だから、再チェックが必要じゃないですかと。前執行部の時代のことじゃけど、いま一度やってみてくださいと。ほんで、もう一度今私が言ったことを、書類は向こうからあるが、本人が一生懸命集めたんは本当すごいですよ。現区長さん1人で、それぐらい自分で探しております、書類を。前区長が建築時の書類を出してくれというのを1枚も出さないというのはおかしいでしょう。そういうところから、ちょっと再チェックをお願いをして、一般質問を終わります。

○議長 答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 お答えします。

まず、第三者の事業者に頼んで、見積りは役場が取らせてもらいました。この件については、集会所の本体のべた基礎であったり、立ち上がりの基礎であったりする部分の工事費に当たるという理解から、それこそおっしゃるとおり、資料がちょっと少なかったものですから、当時の工事の写真、そういったものから推測していただいているという形になります。

それから、もう1点、基礎工事が二重になっているという部分で、もう1つの基礎がどこに当たるかというのが、基礎から立ち上がった、それからお家の下敷きのところまでに、金属等で立ち上げたりする工程がございますけれども、その分に当たるだろうということで、基礎と書いているけども、別々に当たるというふうに解釈しまして、これも写真等で判断をして、区長さんにもお示しをしております。

それから、水道工事についても、現場の施工中の写真がございましたので、そういった部分に出てくるものがどれぐらいかかるということを積算して、出ている金額について、どうしてこういうものが必要であったのかということもおっしゃってございましたけども、やっていないことはありませんよねと。金額が全然、例えば二重になっちゃうとかいうことではないですよというご確認は、最終的に12月の26日だったかと思っておりますけれども、その日に役場においでいただいて、ご質問をお受けする形でお話をさせてもらいました。

この見積書の件につきましても、当初は現区長さんのほうがどこかに頼んで見積りを取ってくるというお話でございましたけれども、なかなかどこも人のした仕事に対してなかなか出しにくいという部分があって、なかなか取れないということもあって、役場のほうでちょっとお願いして出していただいて、目安の金額を出していただいて、それをお示ししたという形にはなってございまして、先ほどのちょっと突っ込んだ話にはなるんですけれども、現部長さんが警察署なり司法のほうにご相談をされたということで私どももお伺いをしております。

その件につきましては、佐川署にも5月の6日に、役場のほうに佐川署の担当刑事が事情聴取においでしてくれました。それで一定お話をさせてもらっておりますけれども、承認された予算内でしっかりした建物が建築されているので問題ないと。事件性がないので、今後の捜査は行わないと。現区長さんのほうに電話や、また直接、複数回伝えているという話は別途お伺いもしておりますところではございます。

○議長 以上で1問目を終了します。

2問目に移りたいと思います。若藤敏久君。

○8番 2点目について質問をさせていただきます。

小中一貫校についてお伺いをいたします。

昨年、小中一貫校の関連議案が否決をされたその翌日、新聞に町長は、来年の3月、つまり今議会に再度提出をすると、このような記事が掲載されていたと記憶をしております。今議会には提出をされませんでした。なぜでしょうか。小中一貫校に対する町長の本気度をお伺いをいたします。教育長には所信表明でお伺いをしておりますので、答弁は結構でございます。

以上です。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 若藤議員のご質問にお答えします。

小中一貫校の設置は町の一貫した方針であります。今までにもご説明させていただきましたとおり、児童生徒数の減少、施設の老朽化など多くの問題が山積している中、これから子供たちの教育環境を整えていくため、学校再編は仁淀川町にとって必要なことであります。

いまだ議会の承認を頂けていないことは、十分に住民の皆様がこの問題が浸透していないと思います。今後、予定しております町政懇談会など様々な機会を通じ、説明を重ねてまいりたいと思います。

また、私の出馬表明にもありましたように、早期の学校再編に全力で取り組み、本町の将来を担う子供たちの教育環境の充実を図っていかねばと考えております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 2週間ほど前のことでした。仁淀の小学校保護者の方が私のうちに来まして、ちょっと話を聞いてほしいと、こういうことでございました。私は昨年の5月議会で否決をしたんで、これは大分怒られるんかなと、このように思って、その会合に行ったんですが、そうじゃなしに、12月の議会だよりを読んで、私に地域活性化案を示したいと、こういう話だったんです。

だから、地域活性化案を示すんだったら、私じゃなしに、町長か教育長に言えと。私は聞くだけで、執行権がないんだからと。こういうふうな話をしたんですけど、私に何ぼ

言うても、執行権がないからと。このように言って、何で町長、教育長に言わないの、このように聞きますと、言う機会がないんだというんですよね。私は12月に女性の意見を聞きなさいと、聞いたらどうですかということを町長に申し上げておるんで、当然、12月、1月、2月、今月に入ると会合の一、二遍ぐらいいは持っているものかなと思うとったら、まだ一回も恐らく持ってなかったんでしょう。

そんなこと言う機会がないと言うから、だから、教育長、ここがちょっと違うのは、町長や教育長は、小中一貫校が決定したら、地元の廃校となる学校、体育館施設、こういったものの利用方法について地元住民という部分に話し合う、このように言うでしょう。僕はそうじゃない。一貫校を決めるんだったら、それまでに話し合っ、どうするかを出しなさいと言ひよる。ここが違うんよね、僕と、教育長ら、町長らの考えは。

私は、半年前ぐらいでしたかね、地域活性化案が示されたら、もろ手を挙げて小中一貫校には賛成しますよといことをここで言うちゅう。案が示してないから、いつまでたっても私は賛成のほうに回れんです。

それは言われるように、子供が、生徒数が少のうなったら、地域も大事やけど、子供のことを思うたら、やっぱり統合は当然です、これは。しかし、いつまでたっても、今、3月に出てくるかなと、ここも出てこん。6月になって、教育長は何言うたけど、もしかしたら、今度は町長選挙の真っ最中になっちゅうかも分からん。なかなか6月は、町長、余裕がありますか。ゆとりが。延びていって、また9月になってしまうよ。先に延び延びになっちゃいますよ。だから私は、町長に本気度はどうなんですかって。教育長、いま一度ご答弁をお願いします。本気度について。

○議長 執行部、黒川教育長。

○黒川教育長 再質問にお答えさせていただきます。

まず、前回の議会でもありましたように、町長自らの説明をという話があったかと思ひます。ですので、町長の予定を見て、本来なら3月議会までにやりたかったんですが、なかなかその時間が取れなくて、結局は間に合わなかったと。今回に間に合わなかったというのが一番の本音でございます。

本来やりたかったんですけど、できなくて、今度4月にやっと予定ができましたので、それをやってからでないと、今回の3月議会には上げれなかったということでございます。本当にできれば懇談会の中でそういった意見もどんどん頂いて、そういうことも話合ひをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 先ほどの保護者との会合の中で、女性の方2人ぐらいが私に対して意見をだらだらっと、10項目ぐらいあったかな、言うてくれました。全部覚えてないんで、全部言うことができますけど、第1、現状のままでは、教育面でうんと心配をして、町外へ出た人がおると。これは執行部的な意見やね。そういうふうな意見がありました。

そして、グラウンドをどうするんかという意見については、グラウンドは、放課後子ども教室、これらをやっていきたいんで、グラウンドは残してほしい。

それと、仁淀川町に夏の遊びを取り込んで、高知大学生に手伝ってもらって、長者川、土居川、こういった川の魅力を伝えて、釣り人を増やすと。もしかしたら家族と一緒にこちらのほうへ来て、住んでくれるかも分からない。

そしてもう1つは、竹本議員が心配されよう佐川町の閉校、これにして佐川町が、佐川の高校生が少のうなりよるんで、これには牧野富太郎さんがせっかくあそこにおるんだから、佐川町に農林科をつくって、仁淀にその分校をつくって、植物の専門のような学校では、こんな、町長、すばらしい意見が出てきたんですよ。

だから、私は女性の意見を聞きなさいとあのときに言うて、12月にやっちゅうけども、ここで僕の好きなように言わせてもうたら、町長も教育長も動くのが遅い。ぱっと動いてぱっとしたら、もうできちゅうかも分からん。そういうふうに感じました。

ほんで、うんと仁淀へ行って保護者の方に聞いてみて。女の方が七、八人集まってくれますわね。その者らの意見を聞いて、執行権のある町長、教育長が聞いて、対応してくださいよ、これは。

以上で一般質問を終わります。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 若藤議員のご質問にお答えします。

児童生徒数の減少、施設の老朽化、小学校での専門科目の教科担任制度などを考えたとき、早期に統合する必要があると考えます。また、保護者からの強い要望などからも、少しでも児童生徒数が多い学級で学ばせたいという思いが切実と感じ取られます。このことから、次期町長選の公約の1つとして小中一貫校の早期実現を掲げ、町民の理解を得ていきたいと思っております。しかし、当然、議会の承認、ご理解が必要となりますので、引き続き丁寧な説明をしていきたいと思っております。

そして、特に女性ということでしたが、女性だけではなくて、保護者も含めて、来月には日も設定しておりますので、行政の懇談会ということで、そういったところで、今後の廃校となった場合の活用方法、そういったことまで踏み込んで話をしていき、統合となったら、空いた校舎はこうしますよ、グラウンドはこうしたいですねというような話合いも来月にはしていきたいと考えております。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 お答えさせていただきます。

そういったご意見をお持ちの方が、お構いなければまた紹介を頂いて、いつでも教育委員会のほうに来ていただけたら、またお話をぜひ聞かせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で若藤敏久君の質問を終了いたします。

通告第7号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 通告番号7号、議席番号は2番、藤堂賢太郎です。議長から許可を頂きましたので、一般質問に入りたいと思います。

今日は一貫校の問題では3番目ですので、かなり多くの問題で質問の構えが少し変わってまいりましたが、やはり私も今回は小中一貫校の問題について、少し角度が違ったところからお尋ねしたいというふうに考えております。

本校の小学校3校、中学校2校の統廃合によって、小中一貫校と、しかも6年後にということを目途に提起されて、議論や質疑がされてまいりましたが、まだ成立には至っておりません。校舎の建設場所は旧吾川中学校跡地との報告があり、地質調査等もされて、データを頂いております。

ただ、建物の規模や基準が全く不透明で、賛成、反対の判断が非常につきにくいというのはあります。建設費の基金、これは準備金か積立金か分かりませんが、はこれからで、私も勉強不足で非常に申し訳ございませんけども、これら一連の動きはやはり議決されてからになるのでしょうか。質疑では、本庁舎並みの22億円ぐらいは要るのではという話が出れば、議員のほうからは、やはり30億は超えるんじゃないかと。最近の話によると、40億は要るんじゃないかというふうな声が聞こえてきましたけども、建物の構図も不明なのに、何で金額が飛び出すんか分かりません。

20年前の合併時と比べても、地方交付税も減少傾向だと思いますし、人口減と少子高齢化が一段と進んで、当時とは比較にならない今の状況ではないかというふうに思います。

子供やお年寄りに安全・安心な生活環境、住んでいてよかった仁淀川町ということが言われておりますけども、そのためにはやはり、あまり負担をかけずに、負担軽減が町民に対しては必要ではないのかなと思います。

校舎の耐用年数、これ質問で何年ぐらいかということを探ねておりましたけども、いろいろ資料を探す中で出てまいりました。耐用年数は47年ぐらいと言われておりまして、仁淀中学校は既に定年というか、47年相当になっていると言われておりますし、池川中学校があと5年くらい先にその47年に当たるだろうと言われております。小学校で言いますと、別府小学校が7年、池川小学校が21年ぐらいの耐用年数の残があるから、どうしても急ぐというのであれば、中学校の統合は考えられるし、それから体力的にも、体形もだんだん大きくなってますので、少々無理ができる体形じゃないかなというふうに思うんで、大丈夫かなと。中学校の統合は大丈夫じゃないかなというふうに思います。

一方、小学生については、特に低学年、1年、2年、3年、この辺りは体力的には非常にまだ弱いですし、スクールバスでの往復の時間とか、朝の起床も当然早くなってくるわけですね。そんな負担にやはり耐えるのは、慣れれば大丈夫かも分かりませんが、負担になるのではないかなというふうに思います。だから、小学校の統合は急がずに、いましばらく仁淀、池川に1校ずつは残してほしいというふうに思います。

それから、今日の高知新聞を見てお分かりのように、文科省は24年度調査で、小学校4割、中学校5割が教室数の基準に達していないというデータを出しております。それから、既に小学校で167校、中学校では66校が統合されているというデータも出てますし、その中で、22年、23年の間に一貫校と思われるデータは49校というふうなデータの発表がありました。各地でやはり統合が進んでおりますけども、やはりこれは子供の、児童数の減少による、仁淀川町でも同じ内容ではないかなというふうに思います。

学校や地域だけでの検討にはやはり限界があるというふうに言われておりまして、文科省は支援を求めるその地域に対して、25年度の手引を作って、検討を自治体に求めるというふうな結論を出しております。

私ども、生徒や保護者の一貫校への要望も多く聞いております。統廃合には絶対反対という立場ではございません。いつかの時期にはやはり統合が必要であると思いますが、先ほど言いましたように、耐用年数を考えると、そんなに急がなくてもいいのではないかなというふうな立場で考えております。

以下、質問の項目ですけども、若干角度を変えておりますが、一貫校設立の規模も建設

費用も不明で、やはり議決できないのではないかと。それでもやはり議決を急ぐのであれば、やはりそれに類するような資料が欲しいというのと、それから、一貫校の建設判断には、建物の規模や配置などの資料が当然必要ではということを考えております。

それから、3番目には、建設の財源、これは積立ての基金か何か、どういう名称か分かりませんが、これはどこから工面をしていくのか。この積立金が、やはり町民の生活のサービスを低下するようでは駄目やと思いますし、そんな計画にはならないと思いますが、やはり従来どおりの生活ができた中で、積立金を積み立てて建設に移っていくということになろうかと思います。

やはり当然、校舎を建設するということと、それから、今現在の体育館のところに学校をしようということになれば、当然、校舎だけではなくて、隣接する体育館も建設の材料になろうと思いますので、その辺りから費用全体の算出が出るのかなと思いますが、まずはやはりそれを議決してからじゃないとそういうもろもろが打ち出せないのではないかなということで質問を考えました。

以上です。お願いします。

○議長 執行部、答弁。黒川教育長。

○黒川教育長 藤堂議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、耐用年数でございますけども、先ほど少しお話があったかと思いますが、仁淀中学校校舎は昭和50、51年建築、池川中学校校舎が昭和56年建築です。一般的な校舎の耐用年数は47年ですが、今年、仁淀中学校は築48年、池川中学校は築43年となりました。

6年は急ぎ過ぎではないかのご質問ですが、児童生徒数の減少、学校施設の老朽化、教育のICT化、特別支援の充実など、学校を取り巻く環境は著しく変化しており、保護者の声や学校再編検討委員会の提言からも、早急な対応が必要であり、6年でも遅いぐらいと考えております。

続いて、一貫校の建物の規模・配置についてですが、一般的な小学校、中学校の機能を有する施設規模となります。詳しくは今後検討していくこととなりますが、小学校の通常教室が6室、中学校が3室、特別支援教室が小学校4室、中学校3室、理科室と図工室は小中各1室、音楽室などの特別教室は小中共用で各1室、職員室は小中合同の形として1室、その他体育館、給食センターなどを整備したいと考えております。

延べ床面積は、校舎部分のみで言えば、現在約8,500平米を想定しています。通常、児童生徒がいる可能性が高い校舎棟は、地質調査の結果が良好な旧吾川中学校体育館がある

敷地周辺に整備したいと考えております。

財源につきましては、現時点での試算になりますが、新築概算費約33億円に対しまして、国の補助率は一般的に50%ですが、対象面積が決まっているため、全額とはならないと思われます。そのため、仮に3分の1が国補助対象とすれば、残りの3分の2である約22億円に対し起債を打つことになります。起債の償還期間は12年間で、最初の3年は据置きですので、実質9年間で返還していくことになります。起債の70%は普通交付税として返還されますので、約7億円が町単費になるのではないかと試算しております。この7億円に対し、減債基金を有効に活用したいと考えております。その他、森林環境税を活用し、机やカウンターなど町産材を使用していくことを考えております。

小中一貫校を整備することで福祉などの行政サービスが低下するのではないかとという問題につきましては、財政計画に沿って事業を進めることで、福祉事業など学校建設以外の事業の実施に財政負担をかけないよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 今、教育長のほうからかなり具体的な、数字的な話も頂きました。私はやはり住民サービスの低下がどんな形でやられるかというのは気になるところなんです、やはり今、子供やお年寄りにかなり手厚い支援がされております。地域的にも各地域で、あるいは個人からもいろんな要望が出てきておりますが、やはりいろんな基金の積立てや、その他になって、別途になるかも分かりませんが、やはり町の財源がそちらのほうに持っていけると、やはりそういう要望に対してはお金がないというのが町の一番の言い分なわけで、なかなか住民からの要望に応えてもらいにくくなるのではないかとということを1つは懸念しております。

学校の起債の部分と、通常予算の中でのやりくりというのは、形は違うかも知れませんが、どうしても一緒にくっつけてしまうと、町財政は1つの中からそれぞれ分かれて使用されるんじゃないかなというふうなことから、ちょっとそこに不安があったんです。それをちょっとお聞きしたかったわけです。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 再質問にお答えいたします。

財政計画的なご質問だと思いますが、起債の現在高と基金の現在高がありまして、その2つが大体今約50億ぐらいで、令和5年度末に基金の現在高のほうが多くなったというこ

とがございます。減債基金につきましては、地方財政法の規定に基づいて、決算剰余金の積立てを定期的に行っております。また、その他特目基金につきましても、予算に余裕が出た場合は積立てなどを行っております。また、事業につきましては、優先順位であるとか費用対効果、また、今、時間対効果ということも言われておりますので、その辺りを総合的に判断してから対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終わります。

以上で一般質問を全て終了いたします。

以上で本日の日程は終了しました。これにて散会いたします。

明日、4日目最終日も10時からとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。皆様、お疲れさまでした。

午後 3時07分 散会